オプション取引におけるフレックス限月取引の導入等について

2017 年 9 月 27 日 修正 2018 年 5 月 11 日 株式会社大阪取引所

I. 趣旨

今般、我が国及び諸外国においては、2015年3月にBCBS(バーゼル銀行監督委員会)及びIOSCO(証券監督者国際機構)より公表された「中央清算されない デリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、国際的な合意の下、金融システムの安定性の確保及び清算機関の利用促進を目的とした、 中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入が進められています。

当社としては、こうした動向を踏まえ、中央清算されない店頭オプション取引に係るニーズを満たすことのできる新しい上場オプション取引の仕組みとして、 有価証券オプション取引及び指数オプション取引において、フレックス限月取引を導入します。これは、各オプション取引に係る権利行使日及び権利行使価格を 柔軟に設定可能とすることで、市場参加者における多様なニーズに応え、上場オプション取引市場の活性化とともに、金融システムの安定性の確保に資するもの です。

また、併せてオプション取引に係るその他所要の改正を行うとともに、市場参加者のニーズを踏まえ、フレックス限月取引に係る取引のみを行うものとして、 東証銀行業株価指数に係る指数オプション取引(以下「東証銀行業株価指数オプション取引」という。)及び東証 REIT 指数に係る指数オプション取引(以下「東 証 REIT 指数オプション取引」)を導入します。

Ⅱ. フレックス限月取引の概要

項目	内 容	備 考
1. フレックス限月取引	・ 取引参加者の申請に基づく日(休業日を除く)を取引最終日とす	
	る限月取引(以下「フレックス限月取引」という。)を設定し、	
	また、取引参加者の申請に基づく権利行使価格を設定します。	
	・ フレックス限月取引は、競争売買市場から独立した J-NET 市場に	
	おいて、次の取引のみを行います。	
	a フレックス単一銘柄取引	

項目	内容	備 考
	当社が定めるところに従って行う1取引単位以上のフレックス限月取引であるオプション取引をいいます。 b フレックスコンボ取引 当社が定めるところに従って当社が別に定める組合せの範囲内であって、2以上10以下の銘柄に係る売付け及び買付けを同時に行うフレックス限月取引であるオプション取引をいいます。 ・ 有価証券オプション取引に係るフレックス限月取引の権利行使により成立する取引の内容については、オプション対象証券の売買のほかに、差金を授受する取引を選択できるものとし、いずれであるかを取引参加者の申請時に決定します。 ・ 指数オプション取引に係るフレックス限月取引の権利行使におけるオプション清算数値については、特別清算数値のほかに、取引最終日における対象指数の終値を選択できるものとし、いずれであるかを取引参加者の申請時に決定します。	・ 差金を授受する取引とは、権利取得者の意思表示により当事者間において、権利行使価格と権利行使を行った日におけるオプション対象証券の値段との差に基づいて算出される金銭を授受する取引をいいます。
2. 対象	 有価証券オプション取引、日経平均オプション取引、東証株価指数オプション取引及び JPX 日経インデックス 400 オプション取引 並びに新たに導入する東証銀行業株価指数オプション取引及び東証 REIT 指数オプション取引については、フレックス限月取引のみを設定します。 同様に、有価証券オプション取引において、当社が指定するオプション対象証券については、通常の限月取引の設定はせずにフレ 	 東証銀行業株価指数オプション取引及び東証REIT 指数オプション取引の導入については後述のIV及びVをご参照ください。 東証銀行業株価指数オプション取引及び東証REIT 指数オプション取引については、当分の間、通常の限月取引は設定しません。

項目	内容	備 考
	ックス限月取引のみを設定することを可能とします。	
3. 限月取引	 取引参加者から申請があった場合に、当該申請が行われた日に当該申請に基づく日(休業日を除く)を取引最終日として設定します。 有価証券オプション取引においては申請日から起算して5日(休業日を除く)が経過した日から、申請日から起算して3年が経過した日までの間の日を取引最終日として設定可能とします。 指数オプション取引においては申請日から起算して5日(休業日を除く)が経過した日から、申請日から起算して5年が経過した日までの間の日を取引最終日として設定可能とします。 	・ 設定した取引最終日が休業日となったときには、 順次繰り上げます。
4. 権利行使価格	・ 取引参加者の申請に基づく権利行使価格を設定します。	 権利行使価格は、当社が適当と認める範囲で、小数点2桁までの価格を設定可能とします。有価証券オプション取引において、当社が指定するオプション対象証券に係るものにあっては、小数点1桁まで又は整数の価格とします。 取引最終日が申請日から起算して5日(休業日を除く)が経過する日までの間に到来する場合には、新たな権利行使価格の設定に係る申請は行うことができないこととします。
5. フレックス限月取引の申請	取引参加者が当社に対して、当社が定めるところにより、申請を 行うこととします。	・ Target による申請受付を行います。

項目	内容	備 考
6. 取引契約締結の方法	・ 次の区分に従い次に掲げるときに、当該呼値 <u>(別表にある値幅内の呼値に限る。)</u> の間又は各銘柄に係る各呼値 <u>(別表にある値幅内の呼値に限る。)</u> の間に取引を成立させます。 a フレックス単一銘柄取引 売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したとき b フレックスコンボ取引 各銘柄の売呼値とこれと対当させるために行われた買呼値とがすべて合致したとき	・ 呼値に係る値段が立会における取引状況等を勘 案し当社が適当でないと認めた場合には、取引を 成立させません。
7. 取引時間	 指数オプション取引 午前8時20分~午後8時 有価証券オプション取引 午前8時20分~午後5時30分 	 取引日は、一の日(休業日を除く。)の午後3時30分から、その翌日の午後3時30分までをいい、午後3時30分に取引日が開始するものとします。 当社が必要と認める場合には、取引時間を臨時に変更できるものとします。
8. 取引方法	・ 売買システムによる取引以外の取引とします。	・ Target による注文受付を行います。
9. 呼値	 呼値は、別表にそれぞれ定める値段の単位の整数倍の値段により行うものとします。 次の区分の取引を行おうとするときは、当該各区分に定めるところにより呼値を行うものとします。 a 売付けと買付けを同時に行うフレックス単一銘柄取引 	

項目	内容	備 考
	同一の取引参加者が売呼値とそれに対当させるための買呼値	
	を同時に行うものとします。	
	b フレックスコンボ取引	
	同一の取引参加者が各銘柄の売呼値とそれに対当させるため	
	の買呼値を同時に行うものとします。	
	・ 呼値は、各取引時間終了時に効力を失うものとします。	
10. 取引単位	対象となるオプション取引に係る競争売買市場における取引単位と同じとします。	・ 1単位から取引が可能です。
11. 通知	・ 当社は、取引が成立したときは、その内容を売方取引参加者及び 買方取引参加者に通知するものとします。	・ Target による通知を行います。
12. 取引の停止及び一時	当社が必要と認める場合には、取引を停止するものとします。	・ 現行の J-NET 市場における取引の停止及び一時
中断	・ 立会取引において、サーキット・ブレーカー制度に基づき取引の	中断に準じることとし、有価証券オプション取引
	一時中断が行われた場合(通常の限月取引が存在しない有価証券	のオプション対象証券の売買停止若しくは人的
	オプション及び指数オプションについてはこれに準ずる場合)に	分割により又は取引管理上の理由から当該有価
	は、取引を一時中断します。	証券オプション取引の立会取引を停止した場合
		には係る取引を停止するものとし、指数オプショ
		ン取引の対象指数と同一の指数に係る指数先物
		取引の立会取引を一時中断した場合にはこれに
		係る取引を一時中断するものとします。
		・ 同様に、取引を継続して行わせることが適当でな
		いと認める場合又は困難であると認める場合に

項目	内容	備 考
		は取引を停止するものとします。
13. 権利行使	 有価証券オプション取引に係るフレックス限月取引の権利行使により成立する取引の内容については、オプション対象証券の売買のほかに、差金を授受する取引を選択できるものとし、いずれであるかを取引参加者の申請時に決定します。権利行使により成立する差金を授受する取引に係る決済は、権利行使日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)にオプション清算値段(取引最終日におけるオプション対象証券の最終の約定値段(最終気配値段を含む)とする。)による決済を行うものとします。 指数オプション取引に係るフレックス限月取引の権利行使におけるオプション清算数値については、特別清算数値のほかに、取引最終日における対象指数の終値を選択できるものとし、いずれであるかを取引参加者の申請時に決定します。取引最終日における対象指数の終値をオプション清算数値とする場合、権利行使日は各銘柄の取引最終日とします。 権利行使の申告方法等は通常の限月取引と同様の取扱いとします。 	 同一の取引最終日及び権利行使価格であっても、権利行使の方法又はオプション清算数値の対象が異なる場合には、異なる銘柄として取り扱います。 一度銘柄が設定された後には、権利行使の方法の変更はできません。
14. 建玉及び決済	・ 通常の限月取引と同様の取扱いとします。	
15. 証拠金	・ 競争売買市場における取引分及び現行の J-NET 市場における取引 分と合算して行います。	

項目	内 容	備 考
16. 取引手数料	・ 今後決定します。	
17. 四本値等の公表	・各銘柄の四本値及び取引高を公表します。	・ 有価証券オプションに係る通知及び公表は、当取 引所の定める約定数量以上の場合には、当取引所 の定める日時に行うものとします。
18. 取引参加者別取引内容	・ 通常の限月取引の取扱いに関わらず、フレックス限月取引に関して、取引参加者別取引高及び取引参加者別建玉残高の開示は、当分の間行いません。	
19. 投資部門別取引内容	・ 通常の限月取引の取扱いに関わらず、フレックス限月取引に関して、投資部門別の売・買別の取引高及び取引契約金額の開示は、 当分の間行いません。	

別表

フレックス限月取引の値段の単位等

区分	値段の単位	値 幅
有価証券オプション	0.0001 円	$T \pm (V \times N\% + W-V)$
日経平均オプション	0.0001 円	
TOPIX オプション		$U \pm (X \times N\% + Y - X)$
JPX 日経インデックス 400 オプション	0.000154	
東証銀行業株価指数オプション	0.0001pt.	$U \pm (X \times N\% + Z - X)$
東証 REIT 指数オプション		$O \perp (A \wedge N / 0^{+} \mid Z - A \mid)$

(記号の意味)

T: 当日の指定市場におけるオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段に基づき当社が算出する前日(休業日を除く。以下同じ。)終了時点の理論 価格

U:前日の対象指数の終値に基づき当社が算出する前日終了時点の理論価格

V: 当日の指定市場におけるオプション対象証券の呼値の制限値幅の基準値段

W: 直近の指定市場におけるオプション対象証券の値段

X:前日の対象指数の終値

Y: 直近の対象指数を同じくする先物取引の値段から理論ベーシスを減じた値段

Z: 直近の対象指数の値

N:有価証券オプションについて、取引最終日が当日から <u>240</u> 日以内のフレックス限月取引は8%、<u>240</u> 日超 <u>360</u> 日以内のフレックス限月取引は11%、 <u>360</u> 日超 <u>720</u> 日以内のフレックス限月取引は16%、<u>720</u> 日超のフレックス限月取引は20%。指数オプションについて、取引最終日が当日から<u>90</u> 日以 内のフレックス限月取引は8%、90 日超のフレックス限月取引は11%。

Ⅲ. その他オプション取引に係る所要の改正

項目	内容	備 考
1. 企業再編等に係る建玉		
の取扱い		
(1) 建玉の引継ぎ	・ オプション対象証券が、発行会社(投資法人を含む。)の企業再	・ 現在は、オプション対象証券が上場廃止となる場
	編(合併、株式交換、株式移転及び会社分割等をいいます。以下	合には、一律に当該オプション対象証券に係る有
	同じ。)又は投資信託の併合により上場廃止となる場合において、	価証券オプションの取引最終日及び権利行使日
	当該オプション対象証券に係る有価証券オプションの取引最終	を当該オプション対象証券の上場廃止日の前々
	日が企業再編又は投資信託の併合がその効力を生ずる日(休業日	日(休業日を除く。)に前倒ししています。
	にあたるときは、順次繰り下げます。以下同じ。)以降の日とな	・ 当分の間、フレックス限月取引のみを対象として
	る限月取引のうち、当社が指定する限月取引の建玉について、当	建玉の引継ぎを行います。
	該企業再編に係る新設会社若しくは存続会社の発行する有価証	

項目	内容	備 考
	券又は当該投資信託の併合に伴い発行される有価証券がオプション対象証券であるとき(新たに選定する場合を含む。)は、当該オプション対象証券に係る有価証券オプション(以下「引継先有価証券オプション」という。)の建玉として引き継ぐことができるものとします。 ・ 建玉の引継ぎは、企業再編又は投資信託の併合がその効力を生ずる日に行うこととします。	
(2) 引継先銘柄の決定	 建玉を引き継ぐ先となる引継先有価証券オプションの銘柄(以下「引継先銘柄」といいます。)の限月取引は、建玉を引き継ぐ元となる銘柄(以下「引継元銘柄」といいます。)の限月取引と同一とします。 引継先銘柄の権利行使価格は、引継元銘柄の権利行使価格を合併比率等に応じて調整したうえで決定し、必要に応じて有価証券オプション1単位のオプション対象証券の数量の調整を行うこととします。 	・ 引継元銘柄がフレックス限月取引の銘柄である場合は、引継先銘柄もフレックス限月取引の銘柄とします。・ 必要に応じて、株式会社日本証券クリアリング機構において、建玉の数量の調整が行われます。
(3) 引継先銘柄の特別設 定	建玉の引継ぎを行う場合において、企業再編又は投資信託の併合がその効力を生ずる日において、引継先銘柄が設定されていない場合は、同日に引継先銘柄の特別設定を行います。特別設定を行った銘柄に基づく新たな権利行使価格の設定は行いません。	
(4) 上場廃止となるオプ	・ 建玉の引継ぎを行う可能性がある場合において、企業再編又は投	・ 当社がその都度定める日以降において、原則とし

項目	内 容	備 考
ション対象証券に係る有価	資信託の併合により上場廃止となるオプション対象証券に係る	て、企業再編若しくは投資信託の併合がその効力
証券オプションの取引最終	有価証券オプションの取引最終日が企業再編又は投資信託の併	を生ずる日以降の日を取引最終日とする限月取
日	合がその効力を生ずる日以降の日となる限月取引の取引最終日	引(フレックス限月取引を除く。)が二つ以上と
	は、当該オプション対象証券の上場廃止日の前日(休業日を除	なる新たな限月取引(フレックス限月取引を除
	く。)に変更することとします。ただし、取引最終日を変更する	く。)に係る取引については行わないものとしま
	場合でも、権利行使日については変更しないこととします。	す。
2. その他	・ その他所要の改正を行います。	

IV. 東証銀行業株価指数オプション取引制度概要

項目	内 容	備 考
1. 取引対象	・ 取引対象は東証銀行業株価指数に係る指数プットオプション及	
	び指数コールオプションとします。	
2. 限月取引	・ フレックス限月取引のみを設定します。	・ 当分の間、通常の限月取引は設定しません。
3. 権利行使価格及びその	・ フレックス限月取引に係る権利行使価格のみを設定します。	・ 権利行使価格は、当社が適当と認める範囲で、小
数		数点2桁までの価格を設定可能とします。
4. 取引換算額	・ 10,000円とします。	・ 東証銀行業株価指数先物の取引単位は、東証銀行
		業株価指数の数値に 10,000 円を乗じた額です。
5. 取引規制の方法	・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれが	・ 他の指数オプション取引と同様。
	あると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に	

項目	内容	備 考
	定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとします。	
6. ギブアップ	・ 当社は東証銀行業株価指数オプション取引についてギブアップ を可能とします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
7. 取引参加者	・ 先物取引等取引資格を有する取引参加者は、当社市場において東 証銀行業株価指数オプション取引を直接取引することができる こととします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
8. 清算機関	・ 東証銀行業株価指数オプション取引の清算は、株式会社日本証券 クリアリング機構(以下「クリアリング機構」といいます。)が 行います。	・ 他の指数オプション取引と同様。
9. クローズアウト数量申告	・ 同一銘柄の売建玉と買建玉を同時に有している場合において決済しようとする数量(クローズアウト数量)を、清算参加者はクリアリング機構の定める時限までにクリアリング機構に申告し、非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指定清算参加者に申告するものとします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
10. 清算価格	クリアリング機構が定める数値とします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
11. 取引代金の授受	・ 東証銀行業株価指数 オプション取引が成立したときは、その取引代金を、清算参加者はクリアリング機構との間で、非清算参加11	・ 他の指数オプション取引と同様。

項目	内容	備 考
	者は指定清算参加者との間で授受するものとします。	
1 2. 証拠金	・ 顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、ク	・ 他の指数オプション取引と同様。
	リアリング機構が定める取引証拠金所要額以上の額の取引証拠	
	金を、清算参加者はクリアリング機構に差入れ又は預託し、非清	
	算参加者は指定清算参加者に差入れ又は預託するものとします。	
13. 権利行使の申告と割	・ 東証銀行業株価指数 オプション取引の買建玉についての権利行	・ 権利行使価格とオプション清算数値との比較で、
当て	使は、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくも	本質的価値を有する銘柄については、権利行使の
	のと自己の計算によるものとに区分して、清算参加者は権利行使	申告が行われなかった場合でも、権利行使の申告
	日のクリアリング機構が定める時限までにクリアリング機構に	が行われたものとみなします。ただし、権利行使
	申告し、非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指	を行わない旨の申告があった場合には、この限り
	定清算参加者に申告するものとします。ただし、非清算参加者は、	ではありません。
	クリアリング機構が定めるところにより、直接クリアリング機構	・ その他権利行使に関する事項は、他の指数オプシ
	に申告することができるものとします。	ョン取引と同様。
	・ 清算参加者から権利行使の申告が行われた場合、クリアリング機 #は、数据でよの数別を使に係る数量について、クリアリング機	
	構は、銘柄ごとの権利行使に係る数量について、クリアリング機 構が定めるところにより割当てを行います。	
	悔がためるとこのにより削∃(を1JV まり。	
14. 権利行使日	・ 権利行使日は、各銘柄の取引最終日の翌日(休業日に当たるとき	・ 他の指数オプション取引と同様。
	は、順次繰り下げる。)とします。ただし、フレックス限月取引	
	において、取引最終日における東証銀行業株価指数の終値をオプ	
	ション清算数値とする場合は、各銘柄の取引最終日とします。	

項目	内容	備 考
15. 権利行使に係る決済	・ 権利行使が行われたときは、権利行使日の翌日(休業日に当たる ときは、順次繰り下げる。)にオプション清算数値による決済を 行うものとします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
16. オプション清算数値	・ オプション清算数値は、権利行使日の日中立会の終了後に定める ものとし、東証銀行業株価指数構成銘柄の同日における立会の始 めの約定値段に基づき算出するものとします。ただし、フレック ス限月取引においては、取引最終日における東証銀行業株価指数 の終値をオプション清算数値とすることができるものとし、各銘 柄の設定時に決定します。	・ 他の指数オプション取引と同様。
17. 取引手数料	・ 今後決定します。	
18. 相場情報	・ 東証銀行業株価指数オプション取引に係る四本値、取引高及び建 玉残高等の相場情報を、他の指数オプション取引と区分して公表 します。	

V. 東証 REIT 指数オプション取引制度概要

項目	内容	備 考
1. 取引対象	・ 取引対象は東証 REIT 指数に係る指数プットオプション及び指数	
	コールオプションとします。	
2. 限月取引	・ フレックス限月取引のみを設定します。	・ 当分の間、通常の限月取引は設定しません。

項目	内容	備 考
3. 権利行使価格及びその数	・ フレックス限月取引に係る権利行使価格のみを設定します。	・ 権利行使価格は、当社が適当と認める範囲で、小 数点2桁までの価格を設定可能とします。
4. 取引換算額	・ 1,000円とします。	・ 東証 REIT 指数先物の取引単位は、東証 REIT 指数の数値に 1,000 円を乗じた額です。
5. 取引規制の方法	・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれが あると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に 定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとし ます。	・ 他の指数オプション取引と同様。
6. ギブアップ	・ 当社は東証 REIT 指数オプション取引についてギブアップを可能 とします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
7. 取引参加者	・ 先物取引等取引資格を有する取引参加者は、当社市場において東 証 REIT 指数オプション取引を直接取引することができることと します。	・ 他の指数オプション取引と同様。
8. 清算機関	・ 東証 REIT 指数オプション取引の清算は、株式会社日本証券クリ アリング機構(以下「クリアリング機構」といいます。)が行い ます。	・ 他の指数オプション取引と同様。
9. クローズアウト数量申告	・ 同一銘柄の売建玉と買建玉を同時に有している場合において決済しようとする数量(クローズアウト数量)を、清算参加者はク14	・ 他の指数オプション取引と同様。

項目	内容	備 考
	リアリング機構の定める時限までにクリアリング機構に申告し、 非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指定清算 参加者に申告するものとします。	
10.清算価格	クリアリング機構が定める数値とします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
11. 取引代金の授受	・ 東証 REIT 指数 オプション取引が成立したときは、その取引代金 を、清算参加者はクリアリング機構との間で、非清算参加者は指 定清算参加者との間で授受するものとします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
12. 証拠金	・ 顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものを区別して、クリアリング機構が定める取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、清算参加者はクリアリング機構に差入れ又は預託し、非清算参加者は指定清算参加者に差入れ又は預託するものとします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
13. 権利行使の申告と割当て	 東証 REIT 指数 オプション取引の買建玉についての権利行使は、 銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自 己の計算によるものとに区分して、清算参加者は権利行使日のク リアリング機構が定める時限までにクリアリング機構に申告し、 非清算参加者は指定清算参加者が指定する時限までに指定清算 参加者に申告するものとします。ただし、非清算参加者は、クリ アリング機構が定めるところにより、直接クリアリング機構に申 告することができるものとします。 清算参加者から権利行使の申告が行われた場合、クリアリング機 	 権利行使価格とオプション清算数値との比較で、本質的価値を有する銘柄については、権利行使の申告が行われなかった場合でも、権利行使の申告が行われたものとみなします。ただし、権利行使を行わない旨の申告があった場合には、この限りではありません。 その他権利行使に関する事項は、他の指数オプション取引と同様。

項目	内容	備考
	構は、銘柄ごとの権利行使に係る数量について、クリアリング機 構が定めるところにより割当てを行います。	
14. 権利行使日	・ 権利行使日は、各銘柄の取引最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)とします。ただし、フレックス限月取引において、取引最終日における東証 REIT 指数の終値をオプション清算数値とする場合は、各銘柄の取引最終日とします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
15. 権利行使に係る決済	・ 権利行使が行われたときは、権利行使日の翌日(休業日に当たる ときは、順次繰り下げる。)にオプション清算数値による決済を 行うものとします。	・ 他の指数オプション取引と同様。
16. オプション清算数値	・ オプション清算数値は、権利行使日の日中立会の終了後に定める ものとし、東証 REIT 指数構成銘柄の同日における立会の始めの 約定値段に基づき算出するものとします。ただし、フレックス限 月取引においては、取引最終日における東証 REIT 指数の終値を オプション清算数値とすることができるものとし、各銘柄の設定 時に決定します。	・ 他の指数オプション取引と同様。
17. 取引手数料	・ 今後決定します。	
18. 相場情報	・ 東証 REIT 指数オプション取引に係る四本値、取引高及び建玉残 高等の相場情報を、他の指数オプション取引と区分して公表しま す。	

VI. 導入時期 (予定) 2018年6月25日

以上